

平成二十年十二月五日提出  
質問第三一五号

名古屋刑務所平成十二年十二月事案に関する質問主意書

提出者 河村たかし

名古屋刑務所平成十三年十二月事案に関する質問主意書

平成十三年十二月十四日、名古屋刑務所の保護房内において、刑務官（副看守長）が受刑者に対し、消防用ホースを用いて多量に放水する暴行を加えたことにより、肛門挫裂創・直腸裂開の傷害を負わせ、翌十五日、細菌性ショックにより死亡させたとされる事案（以下「本件事案」という。）につき、境克彦名古屋矯正管区長（当時）による告発（平成十五年二月十二日）が捜査の端緒の一つとなっていると認識しているが、当該告発状（以下「本件告発状」という。）に関する以下の点についての法務当局の認識を問う。

（１） 本件告発状の告発事実には、「加圧した水を多量に放水する暴行」との記載がある。

「加圧」とは、圧力を加えることを意味することから、圧力を加える前の状態と圧力を加えた後の状態が存在することになる。

では、圧力を加える前の状態にある水とは、どのような状態にある水のことをいうのか。また、その状態の水の圧力は何キロパスカルだったのか。

（２） 圧力を加えた後は何キロパスカルとなったのか。また、どのような方法、手段を用いて圧力を加えたと認識しているのか。

(3) 本年十一月十四日の衆議院法務委員会において、尾崎法務省矯正局長は、本件事案における消防用ホースは、通常の水道に接続されていたとの答弁を行っているが、現時点において、法務当局は、本件告発状に「加圧」との表現を用いたことについて、どのような認識を持っているか。

右質問する。